

令和5年11月24日

## 第180回 遠野市農業委員会総会議事録

## 第180回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和5年11月14日、20日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第18号、第19号  
会議年月日 令和5年11月24日  
会議の場所 遠野市役所本庁舎大会議室  
出席委員 1番 田中ナオ子、2番 菅田ツヤ子、3番 多田靖志、4番 藤田優一、  
5番 菊池秀樹、6番 古屋敷徳夫、7番 綱木秀治、8番 菊池久康、  
9番 菊池靖、10番 鈴木重徳、11番 鬼原壽一、12番 菊池陽佑、  
13番 佐々木泰文、14番 奥寺晴夫、15番 多田登、16番 小向幸子、  
17番 河内克倫、18番 佐々木義弘、19番 千葉勝義

会議に出席した職員 事務局長 菊池正浩

事務局次長兼  
農業振興係長 菊池達紀

農地係長 多田由香子

本日の案件 第180回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第3号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出  
について  
議案第47号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否  
決定について  
議案第48号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第49号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定につい  
て  
議案第50号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について  
議案第51号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

開会時刻 午後2時

議	長	<p>ご苦労様でございます。ただいまから総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。皆様ご起立願います。先唱を3番、多田靖志委員にお願いいたします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議	長	<p>ご着席願います。</p>
議	長	<p><b>【会議成立宣言】</b> 本日の出席委員は19名であります。定足数に達しましたので、第180回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。</p>
議	長	<p><b>【会長報告】</b> 会長として出席いたしました会議、大会等はございません。</p>
議	長	<p><b>【事務事業経過報告】</b> 今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局から説明を願います。</p>
事務局	長	<p>遠野市農業委員会事務事業経過報告書によりご説明いたします。</p> <p>11月6日、農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修がWEBで行われました。</p> <p>11月8日、アグリガイド放送日で、農地相談会のお知らせをしております。同じく8日、農地法等申請締切日でした。</p> <p>11月9日、令和5年度岩手県農業委員会大会が開催されております。農業委員、推進委員合わせて11名が出席しております。</p> <p>11月13日、遊休農地解消活動としてエゴマ脱穀を行っております。</p> <p>11月14日、令和5年度上閉伊地区交流会。総合食育センターばすぼるで開催されております。</p> <p>11月15日、農地転用等現地確認調査を行っております。</p> <p>11月16日、17日、令和5年度遠野市農業委員会視察研修で、山形県鶴岡市、酒田市を訪問してございます。</p> <p>11月21日、農地あっせん委員会。同じく21日、第8回運営委員会を開催しております。</p> <p>11月24日、本日ですが、第180回遠野市農業委員会総会。総会終了後、女性委員登用促進キャラバンが予定されております。</p> <p>11月26日以降の主な行事予定は記載のとおりですので、説明を省略いたします。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p><b>【報告事項】</b> 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について、事務局からその内容の説明を願います。</p>
事務局	長	<p>報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について。1ページから2ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告するものです。件数は8件です。</p> <p>内容は、備考欄記載のとおり権利者死亡により取得者が相続したもので、番号1番は妹、番号2番から8番は子が相続しています。</p> <p>今後については、番号1番、自己管理ですが、一部の畑が荒地化しているため農地パトロールリストに登録済みです。</p> <p>番号2番、田は貸付、畑は売却を検討とのことです。</p>

		<p>番号3番、貸付。 番号4番、不耕作となっているため経過を見ていく必要があります。 番号5番、貸付。 番号6番、今年から不耕作となっているため経過を見ていく必要があります。 番号7番、自己管理。 番号8番、貸付。 以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>ただいまの事務局からの報告にご質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局からその内容の説明を願います。</p>
事 務 局 長		<p>報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。3ページをご覧ください。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。件数は2件です。</p> <p>番号1番、売買のため、合意のもと解約するものです。議案第47号1番の所有者移転許可に関わるもので、譲受人は本件賃借人の夫であり、後ほど審議いただきます。</p> <p>番号2番、賃借人が耕作をやめるため、賃貸人は賃借人の申出により合意のもと解約するものです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>ただいまの事務局からの報告にご質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。 報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、事務局からその内容の説明を願います。</p>
事 務 局 長		<p>報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について。4ページをご覧ください。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条の規定により農地現状変更届出書を受理したので、同要綱第6条の規定により報告するものです。件数は3件です。</p> <p>番号1番、段差があり耕地面積が小さい4つの田を、農地利便性と作業効率向上のため削土及び盛土により整地し、2つの田とするものです。</p> <p>番号2番、畑の湿気と段差による不便を解消するため、畑の一部900㎡に盛土することで解消するものです。</p> <p>番号3番、湿田のため耕作に不便をきたすことから、盛土により湿田の解消を図るものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>ただいまの事務局からの報告にご質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p>

	<p>それでは、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。</p> <p>発言しようとするときは挙手をし、議長の許可を受けてから、議席番号と氏名を宣言の上ご発言を願います。なお、発言の際は、個人情報保護の観点から個人の特定につながる氏名、住所などの発言をしないよう願います。</p> <p>自己または同居する親族若しくは配偶者に関する案件に該当する委員は、その議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。</p> <p>最後に、携帯電話につきまして、会議中は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。</p>
議 長	<p><b>【日程第1】</b></p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に4番、藤田優一委員、5番、菊池秀樹委員、会議書記には事務局、菊池達紀次長を指名いたします。</p> <p>次に農地法等に係る議案総括表の説明を事務局から願います。</p>
農 地 係 長	<p>5ページ、6ページになります。第180回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。</p> <p>法第3条、今月計2件、8,218㎡。</p> <p>利用集積、今月計10件、49,349㎡。</p> <p>法第4条、今月は申請ありませんでした。</p> <p>法第5条、今月計1件、976㎡。</p> <p>適用外、今月計3件、1,473㎡。</p> <p>法第18条第6項、今月計2件、9,798㎡。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p><b>【日程第2】</b></p> <p>日程第2、議案第47号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について、上程いたします。事務局から説明を願います。</p>
農 地 係 長	<p>7ページです。議案第47号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、譲受人は貸借により長年申請地を耕作してきましたが、今回、譲渡人の要請により売買で譲り受けるものです。</p> <p>番号2番、譲受人は貸借により長年申請地を耕作してきましたが、今回、譲渡人の要請により贈与で譲り受けるものです。</p> <p>以上2件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●町推進委員の昆野裕子です。11月15日、午前中、農業委員2名、推進委員2名、事務局2名で現地を確認いたしました。農地は今まで通り作って管理されており、何ら問題ないと確認いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>ご苦労様でした。次に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>

推進委員	<p>●●地区推進委員の菊池雄太です。15日、午前に、農業委員1名、推進委員2名、事務局2名で現地確認をしてまいりました。場所は、●●●から遠野方面に向かい●●●を渡ってすぐです。譲受人は今までも申請農地を管理耕作しておりましたので、今回贈与するという事で何ら問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第47号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議長	<p><b>【日程第3】</b> 日程第3、議案第48号、農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局次長	<p>8ページから9ページです。議案第48号、農用地利用集積計画の決定についてです。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂に基づき改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、遠野市長から提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は10件で、新規が2件、更新が8件です。 番号1番から7番、更新です。 番号8番、9番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。 番号10番、更新です。 申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」、「利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること」の各要件を満たしています。 以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第48号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議長	<p><b>【日程第4】</b> 日程第4、議案第49号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>10ページです。議案第49号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意</p>

	見決定についてです。農地法第5条第3項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。 番号1番、社員駐車場整備を目的とする転用です。申請人は市内で土木建設業を営む法人であります。既存の従業員駐車場は重機等の台数が増えたことで手狭となっており、作業車両の出入りに危険を伴うことから、新たな場所に従業員用の駐車場を整備しようとするものです。申請地は本社敷地に隣接しており、地権者の同意が得られたことから、適地として選定したものです。申請地は休耕中の畑で、第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地であります。会社に隣接しており他に代え得る土地はないことから、代替性に該当し、許可できるものと判断しました。また、申請地は農振農用地でありましたが、本年9月6日付けで遠野市長から遠野農業振興地域農用地区域からの除外決定を受けています。事業費は自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。 以上1件につきまして、農地転用基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願ひいたします。
議 長	ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	報告いたします。●●地区担当の大里です。11月15日、事務局2名、農業委員2名、推進委員3名で確認いたしました。場所は●●●●さんの隣であり、特別問題ないと思います。
議 長	ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
1 6 番 委 員	はい。
議 長	16番、小向委員。
1 6 番 委 員	確認ですけれども、農振除外のときに、ちょっと定かではないのですが、U字溝の通路にする部分は問題ないということだったのでしょうか。
農 地 係 長	お答えいたします。U字溝の水路につきましては、建設課と協議して、できると確認いたしました。
議 長	16番、小向委員、よろしいですか。
1 6 番 委 員	いいです。
議 長	その他、質疑ございませんか。
4 番 委 員	はい。
議 長	はい、4番、藤田委員。
4 番 委 員	売買金額は教えられないものですか。
農 地 係 長	お答えいたします。売買金額につきましては、総額●万円ということですか。
議 長	4番、藤田委員、よろしいですか。

4 番 委 員	はい。
議 長	その他、質疑等ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第49号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり「可」と決しました。
	<b>【日程第5】</b>
議 長	日程第5、議案第50号、農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
農 地 係 長	11ページです。議案第50号、農地転用事業計画変更申請に対する意見決定についてです。下記の農地転用事業計画の変更申請について、意見の決定を求めるものです。 番号1番と2番は同一事業であります。申請人は、令和3年12月24日付けで農地転用許可を受けまして、令和5年12月23日までの2年間の一時転用許可を得て砂利採取を行っておりますが、繁忙期に重なったこと、また、悪天候により埋め戻し作業が遅れているため、期間を令和6年12月23日まで1年間延長しようとするものです。 以上2件につきまして、ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第50号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり「可」と決しました。
	<b>【日程第6】</b>
議 長	日程第6、議案第51号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
農 地 係 長	12ページです。議案第51号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてです。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものです。 番号1番、申請人の亡父が、昭和47年に住宅と物置を建築し現在にいたってしまったものです。今回、相続登記の手続きをする中で、農地であることが判明したものです。当時、亡父が、農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものです。 番号2番、亡父が、昭和47年から宅地内の通路として使用し現在に至ってしまったものです。今回、相続登記の手続きをする中で、農地であることが判明したものです。当時、農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものです。





議 長	会議を再開いたします。
事務局 長	各地区検討会で皆さんから意見を集約するというので、集約は終わってございました。今後、27日の大会が終わった後、第3回実行委員会を開催する予定になってございました。その中で、具体的に、大会に参加している各関係部署の事務担当の方々と今後の大会運営のあり方について検討する方向でございました。地区検討会の中でも、大会について、表彰とか講演会とか色々検討して結論を出す予定になっておりました。皆さんからいただいた地区検討会の中でのアンケートを集約した形で方向性を示していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。委員会の方で方針決定した場合については、総会等の機会でご改めて報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。
議 長	10番、鈴木委員、よろしいですか。
10番 委員	はい、分かりました。
議 長	はい、その他、委員の皆様から。
10番 委員	はい、いいですか。
議 長	はい、10番、鈴木委員。
10番 委員	市役所の前に掲示板がありますよね。掲示板に11月21日付けで、会長名で公示されている書類があるようではございますけれども、農地法3条か何か、すっかり読めなかったのですけれども、たしか青笹だったかの話でしたけれども、あれは何なのか教えてほしいのですけれども。
議 長	暫時休憩します。  (休憩)
議 長	会議を再開いたします。
事務局 次長	お答えいたします。令和5年10月24日付けで、利用意向調査について宛先不明者がございましたので、調査扱いするという告知でございます。
事務局 長	農地パトロールをしていただいて、耕作放棄地になりそうな方については利用意向調査を発送してございます。この方については、今回で3年連続宛先不明で戻ってきた方で、その関係で公示をいたしまして、事務的には公示をすることで本人に通知が渡ったと同等の取扱いができることとなります。そのための告知ということになります。宛先不明ということで戻ってくるものについては、公示したことによって同等な形にすることができます。
議 長	10番、鈴木委員よろしいですか。
10番 委員	はい、分かりました。
議 長	その他、ございませんか。
4番 委員	はい。

議 長	4番、藤田委員。
4番委員	4番、藤田ですが、各地区で農地図を見て所有者の番号をふって事務局に提出したのですが、その後の作業の進行具合はどうなっているのかと思っているのですが。
事務局長	皆さんのご協力をいただきながら、各地区の耕作者の確認で、地図に記載をしていただいております。事務局で地図の入力作業を進めていくのですが、ちょっと遅れておりました。今、入力が終わっているのは小友地区と松崎の途中まで、後もう少しかかりますけれども、後の方はちょっと遅れてございました。ただ、進めなければいけませんので、事務局の方で業務が落ち着いたところを見計らって入力作業を進めていくところですので、もうしばらくお時間いただきたいと思います。12月から順次各地区に入っていけるようにということで、11月12日だったか県の職員も含めてJAさんとか関係機関で集まりまして準備作業を、第1回目の打ち合わせとしてございました。もう1回打ち合わせをした後、農業委員さん、推進委員さんに集まっていたいて事前協議をしていただくという流れでおりましたので、事務局で作業が遅れている関係で皆さんにご迷惑をおかけしておりますが、進捗状況としてはそういう形でございます。
議 長	4番、藤田委員、よろしいですか。
4番委員	はい、分かりました。
議 長	その他、ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	それでは、事務局から。
事務局次長	事務局から6点ほどあります。 始めに、令和5年度家族経営協定締結の推進についてです。その他(1)と記載している資料をご覧ください。 締結状況は、10月31日までで新規が2世帯締結しております。地区別締結状況は、記載のとおりです。 今後の予定は、2月の総会で実績報告を行う予定ですので、引き続き締結の推進をよろしくお願いいたします。
農地係長	令和5年度遠野市農業者年金加入推進の取り組みについてということで、一番上に総会その他(2)とあるクリップ止めしてある資料をお開きください。 令和5年12月から令和6年2月まで加入推進強化月間としておりますので、その取り組みについてご説明いたします。 今年の加入推進目標で、第5期中期目標ということで、令和5年度から9年度までの重点対象としておりますのが、若い農業者及び女性農業者への加入の拡大を図ることとあります。新たなスローガンを「若い農業者及び女性農業者等への周知徹底、加入者累計15万人早期達成強化運動」として、加入推進運動を展開しているところであります。当市につきましても、この中期目標の着実な達成を図るため、新規目標を3人と設定いたしまして取り組みを行っていただいております。今日現在では、まだ今年度は加入が一人もないという状況になっております。それで、12月から来年の2月までの強化月間の具体的な取り組みといたしましては、6月26日の加入推進委員会の会議におきまして町別に加入対象推進者名簿をお配りしておりますので、その加入対象者、それに載っていない農業者につきましてもこの方には推進したいという人を町ごとにしぼって、戸別訪問の実施をしていただきたいと思いますというお願いです。訪問

する際には、パンフレットを10部ずつお配りしておりますので、そのパンフレットと年金試算表を持参して、農業者年金のメリットを説明し、加入を推進していただきたいということです。

緑色のパンフレットをご覧いただきたいのですが、ここにも書いておりましたとおり、農業者年金というのは国民年金の上乗せの公的な年金であるということで、国民年金の方のための上乗せ年金となっております。ポイント1、ポイント2、ポイント3ということで、終身年金であるということと、一定の要件を満たす方には保険料の国庫補助があります。3番目には税制面で大きな優遇措置があります。この3つの3本柱によって成り立っている農業者年金です。

裏面をご覧いただきたいと思います。ポイント1、2、3を詳しく書いたものが裏面にポイント1、2、3と載っていますが、まず農業者なら誰でも入れる終身年金ということで3つ、農業者年金の加入資格は3つだけ、農地の権利名義は不要と書いています。年間60日以上農業に従事していること、65歳未満であること、国民年金の1号保険者、厚生年金の人は入れませんということになっています。ただし、60歳以上の方で国民年金の任意加入保険者である方は65歳まで入れますと法改正がなされています。保険料の設定は自由で加入脱退も自由です。保険料は月額2万円から6万7千円の間で、千円単位で自由に決められます。いつでも見直しが可能ということです。さらに、加入、脱退も任意なので、経営状況に応じて柔軟な対応が可能です。今年は、例えばリンゴの被害が大きくて、今年の方は全額払えないというような方は、1回脱退してまた経営状況が良い時にまた入り直すということが柔軟にできますということになります。終身年金で、万が一の時には死亡一時金もということなので、終身年金なので一生年金を受け取ることができます。そして万が一80歳前に死亡した際は、80歳までに受け取る老齢年金の現在時点での価値相当額を一時金として遺族が受け取れるというもので、これによって死亡一時金についても非課税になります。

それで、国では、若い農業者及び女性を重点に置くことと言っているところなのですが、試算表というところをちょっとご覧いただきたいと思います。20歳で40年間掛けた場合の試算が載っているのですが、令和4年1月から1万円、35歳未満で政策支援、例えば認定農業者でない方、それから家族経営協定を結んでいない農業者の方、35歳未満の方は1万円ですけれども、その場合1万円入って保険料の総額が780万、40年間掛けて60歳まで掛けると780万円保険料納付したことになります。それで、年金額が男性の場合だと年額61万円、女性であれば52万円を年額で受け取れて、想定される受給総額が男性だと1,306万円、女性だと1,394万円ということで、掛けた分の倍近くが確定拠出型年金であるにも関わらずもらえるという非常に魅力的なものになっています。どうして男性の方が年額が高くて女性の方が低いのかというと、これは平均寿命の関係です。おおよそ男性が85歳、女性が90歳までの年齢で受給することを想定しています。男性は、総額で割り返すと21.4年分、女性については65歳からの26.8年分がこの金額になっています。これを見せると、このくらい掛けてこのくらい貰えるのだということで、推進される側も一目瞭然で分かる資料になっておりましたので、こちらの方を、もし訪問する際は持参して見せていただく、もし足りないときには事務局に連絡いただければお届けして一緒に訪問いたします。よろしく願いいたします。

また、試算表の下にQRコードがありますけれども、そこを読み取ることによって農業者年金基金のホームページに飛んで、自分で今現在の年齢と掛け金、どれくらいの保険料にするかを入れるとシミュレーションができるという画面に飛びますので、QRコードで読み込んで自分で試算していただくことも可能です。

あと、ポイント3のところ、保険料は全額社会保険料控除となりますので、同一生計の家族分全員の保険料が控除の対象になるということも非常に魅力的なものです。それから保険料の運用益、一定の預貯金の利子には20パーセントの税金がかかりますが、農業者年金の運用益は非課税ですということで、過去20年間の平均利回りが2.94パーセントとなっております。たまたま令和4年度実績では0パーセントという運用益でしたが、過去20年で見た場合は2.94パーセントということで、今のこの低金

利の時代では非常に利回りが良い商品ということになっています。それから、将来受け取る際にも公的年金等の控除の対象となります。ということなので、掛けるときも貰うときも税金の控除が効くという魅力的なものです。

それから、ピンクのチラシを見ていただきたいと思います。これは女性専用のパンフレットになっているのですが、裏面、農業者年金に夫のみ加入した場合と夫婦で加入した場合の比較ということになっておりまして、国の推定で見ますと、夫婦2人での老後の生活費が約22万円かかると言われている中で、国民年金の支給額は夫婦2人で13万円ということなので、月額10万円不足する分を今から備えましょうということになっております。特に女性の方に推進したいというのがこの88歳から92歳までの年金額、奥さんだけ、旦那さんが亡くなって奥さんだけが残ったときには国民年金6万6千円だけでは生活が難しいということなので、その分を農業者年金で掛けると月々10万円の生活ができると、上乗せ年金としてこのような効果があるという部分になっておりますので、これも分かりやすい資料となっております。

それから、もう1点だけ、青い表、A3版を見ていただきたいのですが、これが非常に魅力的です。農業者年金に入るときには、国民年金の付加保険料に加入するというのが必須の条件になります。付加年金で国民年金にプラス400円上乗せするもので、市役所の市民課で付加年金の加入をしていただく手続きが必要となりますが、国民年金に加入したときに付加年金にも一緒に加入します。そうすると、例えば、20年間農業者年金に加入すると、20年間なので240月400円を納めたこととなります。400円×240月で96,000円、20年間で納付する額です。受け取る年金というのは200円×240月、1年間に48,000円ほど上乗せになって貰えますということなので、2年で元が取れる非常に得な仕組み、ここがちょっとなかなかわからない部分なのですが、こういった部分の魅力も非常にあります。

そして下の欄を見ていただくと、農業者年金、それから国の国民年金基金、それから国でやっている個人型確定拠出年金iDeCoの特徴ということで、3つを比べた表がこちらです。脱退も可能です。利回りについても国民年金基金、iDeCoに比べて2.94パーセントで非常に高利率ということで、掛け金についてはこのとおりですが、運用益についても非課税、公的年金の控除があります。節税の効果、全額社会保険料控除、死亡時には一時金が非課税で、終身年金ということで、国で勧めているこの3つの年金の中でも農業者年金は有利な商品になるということがこれでもわかりますので、こういったところを売りにしながら、この人はぜひ入ってもらいたいという人に農業委員さんと事務局と一緒に合わせて、あとは必要であれば農協さんも加わっていただく中で、加入推進していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

本日については、加入推進者名簿はお配りしませんので、もし6月に配ったものがないのでまた欲しいというような場合は事務局の方にご連絡いただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

続きまして、エゴマの選別、水洗いについてです。A4のチラシをご覧ください。

日時は11月30日、木曜日、午前9時30分に田中ナオ子農業委員宅に集合願います。その際、黄緑色の帽子とゴム手袋を持参願います。なお、農業委員の皆さんは各地区の推進委員さんにご連絡をお願いします。

続きまして、令和5年度農業委員会懇親会についてです。この1年を締めくくりたく、懇親会を開催いたします。

日時は12月25日、月曜日、午後6時。第5回検討会終了後となっております。場所は、むら耕になります。出欠につきましては、準備の都合上12月14日までに事務局にご連絡をお願いいたします。なお、他の推進委員さんには別途通知いたします。

その他(5)となります。続きまして、第14回遠野市農林水産振興大会についてです。資料はございません。

来週の月曜日、11月27日、午前10時から、あえりあ遠野交流ホールとなりますので、ご参加のほどよろしくお願いいたします。

事務局次長

	<p>最後に、令和5年度農業委員会視察研修についてです。資料はありません。 11月16日、17日に、山形県鶴岡市、酒田市に、委員20名、事務局2名で行ってまいりました。内容につきましては、12月25日の第5回検討会で報告する予定にしております。</p> <p>なお、活動報告書に記載する際は、乗車した時間から下車した時間を記載してください。内容につきましては、事前に通知で記載しておりました内容の方を記載していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局からは以上となります。</p>
議 長	<p>6点ほど説明がございましたけれども、まとめて質問等ございましたらどうぞ。研修だけれども、出発からだとか何十時間ですよ。</p>
事務局次長	<p>まず、2日間の記載で、時間の方はこちらの方で記載するようにしますので。</p>
議 長	<p>あの、時間書く欄ありますよね。そこに2日間と書いてください。そうしたら事務局の方で。</p>
事務局次長	<p>はい。</p>
議 長	<p>他、ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p><b>【閉会】</b> 以上をもちまして、第180回遠野市農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。</p>
	<p>午後3時閉会</p>

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年11月24日

遠野市農業委員 4番 \_\_\_\_\_

同 5番 \_\_\_\_\_

遠野市農業委員会会長 \_\_\_\_\_

